

ALAI2023 パリ大会参加報告

(2023年6月20日～23日、フランス・パリ)

譚 天 陽

早稲田大学法学学術院比較法研究所助教

2022年度奨学生

ALAI大会(国際著作権法学会)は、毎年世界中の違う都市で開催され、その年に議論が盛んな著作権関連のテーマを中心として、世界各国の著作権法実務家・研究者が研究を報告し、交流を行う。

今年のテーマは「著作者の権利と著作隣接権と人工知能」であり、正に今、世界的に議論が熱くなっているものである。私が今年の5月に行った研究報告でも、「人工知能と著作権」について触れており、この会に参加することで、自分自身の研究にも参考になると思い、応募した次第である。



6月20日(火) 学会前日のイベントに参加するために一日前にパリに到着した。学会に参加する準備をした後、研究関連の調査も兼ねて、音楽博物館を訪問した。音楽博物館では、近代音楽創作活動ないし演奏活動において使用された様々な楽器が展示され、近代著作権法制度が誕生した時に使用された創作のツールとその歴史を概観することができた。これにより、著作者の排他的権利がいかなる文化的背景において誕生したのか、その歴史的背景を理解することができた。また、この音楽博物館の見学中、楽器の由来や音楽文化を紹介する無料の音声ガイドがついているため、近代から現代までの順番に沿い、近代著作権ないし著作権集中管理団体が誕生した地としてのパリの音楽文化を理解し、その背後にある権利保護の観念が形成された社会的背景を俯瞰することができた。

6月21日(水) 昼間は、各種著作物の偽物が展示されている偽物博物館を訪問した。偽物博物館では、偽物の展示だけでなく、これらの偽物が市場に出回ることによって、権利者の排他的権利に与える損害等について、経済的利益の損失の側面からの説明が行われた。説明には実務的、且つグローバル的な視点が用いられている。夕方からは学会の前日イベントに参加し、学会が主催している論文賞の授賞式にも参加したが、来年以降は自分もその賞を目指したいと志した。その後の懇親会において、世界各国からの著作権法学者ないし実務家に挨拶をし、著作権法の保護について意見を交換した。

6月22日(木) ALAI2023 パリ大会の一日目。
午前中は、様々な業界からの実務家が AI 創作活動の現状を紹介し、AI の展示も行われた。午後は、アメリカ、ヨーロッパ、アジアを含む各国・地域の専門家が AI の著作権保護に関して、各国の法制度の現状について、具体的に紹介し、比較を行った。主な検討内容として、例えば、AI の定義について、法律上の定義は、一般的な定義とは異なるものであるべきであるが、それを結論付けるにはまだ難しいため、これが今後の課題として示された。また、AI の発展がもたらす経済的影響は、ポストの削減だけでなく、不公正な競争等にもつながるとの指摘がなされている。ほかには、AI を保護するために可能な手段として検討されているのは、世界的に見ても共通である、すなわち、特許法による保護、著作権法による保護、商標法



ないし営業秘密による保護等があげられ、これらの保護のメリットとデメリットについても論じられていた。さらに、AI による機械学習の合法性について、アメリカではフェアユース、日本では権利制限規定があるとの報告もなされた。

6月23日(金) ALAI2023 パリ大会の二日目。
この日は、AI をめぐる著作権問題について、どのような方法で対処できるかに関して論じられていた。内容はとても充実しておりまとめきれないが、印象に残った論点として、以下のものを挙げ

ることができる。例えば、AI を中心として議論したが、やはり、AI のような機械には人間のような感情がなく、且つ責任能力もないため、著作者の権利を優先すべきである、との主張がなされた。しかし、著作者の権利を優先してばかりでは、技術や経済の進歩が阻まれるので、このバランスをどう取るべきか、というのが、今後の課題として提示された。その他、著作権集中管理団体の方々も、この問題に対処する必要があると指摘した。すなわち、AI によって生成された音楽作品を、著作権集中管理団体がどう扱うべきかについて、今後はさらなる検討が必要であるとのことであった。ほかにも、民事の場面だけでなく、刑事乃至は行政の力により、AI の創作が起こした権利侵害を監視し、コントロールすることが可能であるとの主張もあった。この大会で議論された AI をめぐる著作権問題は、各国からの意見が複数あるが、やはり今のところ、決着がつかない問題であるし、そして、これから技術が人間の想像以上に早く発展することが予想されるため、法律問題として議論しているうちに、また現状が変化していくのであろうとの意見が多数見られた。こうして、AI に関する議論は、時代とともに変化していくであろうと思いつつ、技術の発展を楽しみにしながら、一著作権法研究者として、今後の動向を見守りたい。

最後に、この大会に参加することに渥美国際交流財団から厚いご支援を頂けたことに対し、心から感謝を申し上げます。